

# 令和6年第7回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月26日（月）午後1時30分～午後2時35分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員（13人） 農地利用最適化推進委員（5人）

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

9番 町田 考子 11番 新井 正志 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 八重子 強矢 武夫

市川 和男 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員（0人）

農地利用最適化推進委員（3人） 黒澤 忠弘 入澤 節子

千島 政次

\* 8番につきましては、辞任により欠番

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 田嶋 明弘

戸田 恭平

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第13号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について（1件）

日程第3 議案第14号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について（1件）

日程第4 議案第15号

非農地の判断に係る調査について (1件)

日程第5 議案第16号

地籍調査による農地の地目変更について (31件)

その他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので只今より令和6年第7回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。初めに欠席の報告をいたします。本日は農地利用最適化推進委員の黒澤忠弘委員さんと入澤節子委員さんより欠席の連絡をいただいております。千島政次委員さんも欠席となります。</p> <p>小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしておりますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>お暑うございます。この暑さはいつまで続くのか天気予報を聞きますと10月いっぱいくらいまで暑いというような予報です。なかなか人間が参ってしまいそうです。</p> <p>現在台風が来ていて、明日くらいから天候に影響がありそうです。台風は大きいようです。今日は風がありますが、台風の影響かなと感じます。事業をしている方々は注意を払っていただきたいと思います。</p> <p>本日は何件か議案がありますのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となっていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名をさせていただきます。今回は5番高橋 克予委員さん、6番 栗原 静男委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(1件)を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年8月26日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p>

	<p>申請地は、畠 1筆 面積 ○○○m<sup>2</sup></p> <p>事由は、当該地を譲り受けて野菜の栽培をしたい。なお、申請地にある農機具物置と収穫貯蔵庫は引き続き活用しますとなっております。</p> <p>本件の申請地は、ちちぶ空き家バンクに掲載されていた案件となり、町外の方が空き家と一緒に購入する農地となります。</p> <p>譲受人は、他に農地を所有しておらず、農作業歴は無しとなっております。年齢は65歳で、職業は○○となっており、年間通じて農作業に200日従事する計画です。作付予定の作物ですが、白菜、トマト、人参の栽培をする計画となっております。申請地の農地に農機具物置と収穫貯蔵庫がありますが、購入後も引き続きその用途で活用することです。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の1ページ目が位置図になります。</p> <p>こちらは、○○○○から北西約○○○mに位置しております。公図の写しでは、申請地の畠を赤枠で、一体利用する宅地を青枠で囲っております。</p> <p>以上で事務局からの説明とさせていただきます。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
13番委員	<p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>先週、20日の火曜日に推進員の黒澤忠弘さん、事務局の田嶋さん、戸田さん、私の4人で現地を確認して参りました。</p> <p>この案件については、事務局の説明の通り、空き家バンクを利用して、建物及び農地の購入ということで、特に問題は無いと見てきました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
7番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
7番委員	この方は○○○に住んでいますが、通っておられるということですか。

事務局	空き家バンクを利用して、空き家と併せての購入になりますので、購入後は移住する計画と聞いております。
7番委員	住む所も購入されるということですか。
事務局	公図（写）の青枠で囲ってあります宅地に家がありますので、併せて購入して住むと聞いております。
議長	他にございますか。  (質疑無し)
議長	御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのがんの挙手でお願いしたいと思います。 日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（1件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。  (全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	続きまして、日程第3 議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」（1件）を上程いたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、説明をさせていただきます。 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年8月26日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸 番号1 謙渡人、謙受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。 申請地は、畠 2筆 面積 計〇〇〇m <sup>2</sup> 謙用目的は、住宅敷地の敷地拡張です。 申請事由は、申請地及び宅地1筆を借地し居宅用地として生活・利用していたが、土地を謙り受けることとなり、今回土地を確認したところ、家屋増築時に農地に越境していたこと、庭として使用していた土地が農地と判明したため申請に至ったとのことです。

	<p>今回の申請地は、昭和〇〇年及び〇〇年に家屋の増築を行い越境したかたちとなっており、庭として利用している土地も昭和〇〇年の増築時頃から借地し利用してきた状況とのことです。始末書の添付がされており、追認案件となります。</p> <p>現在宅地部分の面積は、約〇〇m<sup>2</sup>で、今回申請の2筆を併せても約〇〇m<sup>2</sup>であり、県に相談したところ、過大には当たらないだろうとのご意見をいただいております。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の2ページ目が位置図になります。</p> <p>〇〇〇〇さんから北西に約〇〇〇m離れた場所に所在する土地です。</p> <p>以上で事務局からの説明とさせていただきます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
13番委員	<p>それでは、報告いたします。</p> <p>先ほどの4人で見て参りました。この案件も事務局の説明の通りです。特に問題は無いと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
	(質疑無し)
議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について（1件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
	(全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、日程第4 議案第15号「非農地の判断に係る調査について」（1件）を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>



	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇については、別の話になりますが、本日、耕作放棄地の調査図をいただいたて見ておりましたら、B1の区分になっておりました。現在の状態でしたら、畠に戻すことが可能ではないかと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
3番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
3番委員	<p>案内図を見ると近くに家が結構あります。地域的にも町中なので、非農地にして良いか心配です。転用するのであれば目的がありますが、山林に転用した場合は、他の方法で何かにすることが出来るので、心配な感じはします。</p>
議長	<p>〇〇なので、私の方で説明をしたいと思います。</p> <p>この方は、旦那さんが亡くなっています、〇〇出身です。名義は本人になっています。周りの人が困っているような状態で、どうにもならないのが現状です。先々を考えた時に、今流行りのものになってくるような感じがします。非農地判断が許可になれば、そのような方向になるのではというのが私の考えです。皆さんの考えは違うと思いますが、いずれにしましても、子供さんはいないし、どうにもならないのが現状です。仮に私が思うような方向になれば、逆に綺麗になるのではないかとも思いました。おそらく、山林化すれば太陽光発電の方向で業者が動くのではないかと見てています。逆に言いますと、周りの人たちは、このまま放置されてもどうにもならないので、その方が良いのではと思います。</p> <p>例えば、畠を借りてどうにかするとしても、大木になっているのを重機を入れて畠に出来るかどうかです。近所の人も迷惑しているような状況でどうにもならないのが現状です。</p> <p>ご質問があれば分かる範囲でお答えしたいと思います。</p>
1番委員	<p>はい。</p>

議 長	はい、どうぞ。
1 番委員	<p>非農地の判断ということについて、農業委員会で非農地の判断をして良いという感じになっていると思いますが、その辺がよく分からないです。おそらく、国の通達で農地ではない所は極力非農地判断をしなさい、ということがあったので、そのことを受けて非農地判断というのが出てきているのかなという気もします。</p> <p>今までに出てきた非農地判断というのは、その後山林として管理をするということで、管理が出来る人がいるからその土地を非農地として判断したのであって、このように、どうにもならないから非農地として判断して欲しいというのを普通に受け入れると、これからは、次々に出てくるような気がします。</p> <p>小鹿野で生きて、小鹿野で育って、もう小鹿野には居なくなって外に家を建てている人がいます。そのような人が小鹿野の土地を何とかしたいということで、不動産屋さんに頼むと一言目には、農地ですか、青地ですか、と必ず聞くそうです。農地だとこれでは不動産屋は手が出せません、と必ず言うそうです。</p> <p>今回、非農地判断で農地でなくなれば、間違いなく第三者が、第三者というより業者がどのような方法でも使えます。いくらになるか分かりませんが、農地でなければ売れるのです。</p> <p>このことも踏まえて、これは確かに仕方がないことです。私は、この土地は優良な農地だと思いますので、上手く活用が出来れば良いと思いますが、出来ないとしたら、これを非農地として判断して良いかどうかです。これを非農地と判断すれば、今後このような申請は出てきます。中には親から相続をしたけれども、とても面倒を見れないです。毎年草刈りをしてください、と言われると、何とかしたいので不動産屋さんに相談すると農地では駄目です、と言われます。このような申請が必ず今後出てきます。これが太陽光発電になるか他の目的になるか分かりませんが、沢山出でます。それが小鹿野町の農業にとって本当に良いことかどうかということも含めて考えていかなければいけないことだと思います。</p> <p>この土地に関しては、報告を聞く限りでは、非農地として判断するのはいかがなものかと思います。農地をその人が使える使えないは別として、その土地が農地として適当か否かを判断すると思っています。農地に木があるのは管理不足だと思います。その農地を近所の人や隣接した人が使えそうな所であれば、非農地として判断するのはおかしいと思います。</p>

	ます。 以上です。
議長	ありがとうございました。他にございますか。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	<p>私も1番委員さんの意見と同じです。現地確認の報告を聞いた時に○○○○○○○については、非農地判断に適していると思いました。○○○○○○○については、非農地の判定で言うと、以前、農業委員会の総会の場で、県の農林振興センターの正田部長に非農地判定についての実務について研修をしていただきまして、それから見ても非農地判断には適さないのではないかというような感じがします。</p> <p>過去には、非農地判断をして、暫くしてそこに住宅が建築されたという事例があります。元の土地所有者に聞きましたら、農地が耕作されないで放置してあるよりは、宅地になって良いのではないかと言われたこともあります。その方は常識のある方なので、私が深く聞きましたら訂正をしましたが、やはり、理由については、適正な方法があれば良いと思います。</p> <p>最近の事例では、推進委員の黒澤忠弘さんの無人販売所の近くで町の産業振興課が預かって管理をしている農地があるような話を聞きました。そのことも含めて何か別な方策が取れれば良いのではないかと感じます。</p> <p>以上です。</p>
議長	他に何かございますか。
4番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
4番委員	質問いたします。この案件は、地番が2つありますが、1筆ずつ採決を行うことは出来ますか。番号1なので2筆で反対、賛成ということに

	なりますか。
議長	皆さんのご意見をいろいろ聞いた中で、片方は良い、片方は駄目、両方良い、両方駄目ということは可能だと思います。いろいろなご意見を出しながら進めていければ良いと思います。
強矢福司 推進委員	追加でよろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	先ほどの非農地判断をした所に家が建ったというのは、仮想の話ではなくて、実態としてあった事例です。確かに1年か2年の間に、非農地判断をしてから家が着工されていますので、このような事例の前に、どのようにするかという問題があると思います。非農地判断をしただけで良いか、それを取り消して農地法の5条の追認で改めて申請をしてもらうか、という方法もあると思います。そのことも含めて、仮に今回の案件を非農地判断して、そこが太陽光発電施設になったのであれば、非農地判断を取り消して、追認の申請をしてもらうことは可能でしょうか、ということを事務局に事務の扱い上お聞きしたいです。
議長	○○辺りはすぐにでも家が建てられる所です。非農地の判断をすれば山林ですから、自由に売買することは出来ます。農家の人は農地を沢山持っていて、綺麗にしても農地では売れないです。今まで放置していた所が売れたりして良かったこともあります。今回の申請ではいろいろなことが感じられますので、よく議論をしていただいた中で判断をしていただきたいと思います。町中で少し放置していた所を非農地判断してもらえば売買も可能になりますので、このようなことが多くなってくるのではないかと思います。
	強矢福司推進委員の質問に対して事務局よりお願ひいたします。
事務局	はい、お答えいたします。 非農地判断をした後の管理について、こちらで出来ることは無いと認識しております。知っている情報では、その後の管理する方法は無いと思っています。 以上です。

議長	分かりますか。質問自体が分かったようで分からなかつたので、もう一度質問をしていただいてよろしいですか。
強矢福司 推進委員	<p>質問をさせていただきます。</p> <p>非農地判断をした農地があつて、そこが暫くしたら、1年か2年になると思いますが、家が建つてしましました、太陽光発電施設が出来ました、となると、本来であれば、農地転用の許可を取つて行うべき案件だったわけです。結果的にそのようになったのであれば、非農地判断を取り消して、家が建つてしまったのであれば、5条の追認という形で改めて申請を出し直してもらうことは可能でしょうかということです。今回の案件とは別になりますので、次回の農業委員会総会までのお答えでも良いですが、現時点でお答え出来るのであればお答えして欲しいということです。</p> <p>以上です。</p>
事務局	今までにこのような事例は無くて、対応しているものを見たことがありませんので、確認をさせていただきまして、次回の農業委員会総会で説明をさせていただければと思います。
1番委員	よろしいですか。
議長	はい、どうぞ。
1番委員	話の中にもありました、例えば、農地を相続したので、何とかこれを転用したいという時に、どのようにしたら良いかというと、放置しておけば良いのです。それを見てもらって非農地判断をしてもらえば良いのです。綺麗に草刈りをしていたら農地として判断されてしまうからです。そうなると、小鹿野町に耕作放棄地が沢山出てくる可能性があると個人的に思っています。ですから、このような判断は絶対にしない方が良いと思っています。
議長	よろしいですか。今までに非農地判断は、〇〇や〇〇、〇〇〇でも山の方で出ました。今回の非農地判断については、よく分かりませんが、本人が出して来たのではなくて、業者が関わつての話で、何かの目的があつて山林化で進めたいのであれば、太陽光発電と同じように5条の申

	<p>請で出してもらった方が良いのではないかと思います。</p> <p>本当に目的がそのような方向で進んだとして、非農地判断をして山林になったとしても、そこを整地しなければ事業が進まないです。何かの目的があつて山林にしようとしているかです。今までのようには、〇〇の山のように〇〇年も経ってどうにもならなくなつたので、非農地判断をしてもらいたいというのとは違うような気がします。その辺の部分はどうなのかと思います。</p> <p>農地の非農地判断については、ここで非農地と判断していただいた場合の後の流れですが、申請者本人に非農地判断をしましたという通知を出します。また、何番地の誰が所有している農地を非農地判断しましたという通知を町の税務課と法務局にも出します。その通知を持って本人が法務局に行き、登記をすれば地目変更も出来るというような流れになります。</p> <p>一度非農地判断をした後の管理については、戸田が申し上げたようにお調べするのですが、通知を出して登記まで進んでしまった場合、後から取り消すというのは難しいと思っております。</p> <p>実際に山林化していると皆さんで判断出来るような所であれば、勿論していただいて良いと思いますし、1番委員さんがおっしゃったように、放置しておけば良いのではないかというようなお話しも出るかと思います。仮に故意に木を植えたりして山林化させようとしたのであれば、違反転用になりますので、その辺の見極めを総会の中でしていかなければいけないのかなと思います。なかなか難しいところではあると思います。業者さんが目的を持って、その後農地転用をしたいから一旦山林化で申請をしているというのであれば、会長さんが発言したように最初から5条申請なり、を出していただくのが本来ではないかと思います。</p> <p>補足になりますが、以上です。</p> <p>今まででは非農地判断は本人が出して来ていると思います。私の判断ですが、この方は自分で非農地判断を出せるような状態ではないと思います。近所の人と話をした中で、通訳しないと難しいくらいです。私は会ったことがあります。もう一つの土地がありまして、〇〇の地域の住民から苦情があります。私は区長もしていまして、葛葉が入ってくるので何とかして欲しいということがありましたので、その家に行って話をしました。〇〇の方ではない、旦那さんが亡くなっているということで、私は不動産屋さんとも何度も話をして、皆さんに迷惑をしているので、</p>
--	--

	<p>そこに2棟住宅を建てるようにすれば地域住民から苦情が出ないということで進みましたが、なかなか難しいです。分かっているような、分からぬような方向になるので、今回の案件はなかなか難しいと思います。</p> <p>普通の非農地の判断ですと、市街地で放置しておけば勝ち負けではないですが、それなりになりますので、今後、いろいろな方向で難しくなると思います。</p> <p>他に何かご意見があればお願ひいたします。</p> <p>○○○○の隣りの○○○○は○○の人が持っていて柿が植わっています。自分の所だけで、なかなか他人の所まで草を刈る人はいないと思います。周りは綺麗になっています。</p> <p>いかがしたらよろしいでしょうか。</p> <p>13番委員さん、○○○○については、○○○○○の方向ですね。</p>
13番委員	そうです。
議長	○○○○○のどの辺ですか。
13番委員	○○○○○へ行く途中です。以前、農業委員をしていた○○さんの家の手前です。川沿いです。
議長	下りていくと○○さんの家が右側にありますね。
13番委員	その手前の右側です。
議長	○○○○○○の並びですね。
13番委員	そうですね。
議長	そこは30年くらいの木ですか。
13番委員	20年以上30年くらいは経っていると思います。
議長	全体がそのようになっていますね。
13番委員	全体ではなく、そのような木が何本もあります。

議 長	そこは平らではない所ですか。
13番委員	若干、勾配はしているかもしれません、機械は使えます。
議 長	皆さん、いかがしたらよろしいでしょうか。 13番委員さんに現地確認をしていただいて、○○○○○の方の○○○○については、非農地の判断をしてもよろしいということですね。
13番委員	場所的に見ても非農地の判断をしてもよろしいのではと思います。
議 長	家が建つような所ではないですからね。
13番委員	場所的に上の段の土地から見ると仕方がないのではという感じがしています。
議 長	いろいろな話を聞いて場所は分かっています。4番委員さんが発言したように、別々に採決をして、非農地の判断をしてもよろしい、片方の案件は駄目です、というように皆さんのご意見があれば先に進みますが、現在の状態では進まないような感じがします。皆さんいろいろなご意見をお願いいたします。
1番委員	よろしいですか。
議 長	はい、どうぞ。
1番委員	非農地の判断をするという目的は、我々は知る必要は無いです。現状の農地が農地か農地ではないかを判断すれば良いだけで、その農地を具体的に申請者がどのように利用するかというところまで判断する必要は無いという解釈でよろしいでしょうか。非農地判断というのは、そのように聞こえます。現状で、この農地は農地に戻らないので判断をしてもよろしいということになると思います。
議 長	山の方であれば非農地判断をしても良いと思いますが、平らな所で、人家がすぐ近くで放置していて非農地の判断をしてくださいというのが○○辺りで結構あります。 ○○○○の裏は凄い所で木が植わっています。非農地判断で出てきて

	も不思議ではないです。
事務局	よろしいですか。
議 長	はい、どうぞ。
事務局	<p>事務局から説明をさせていただきます。</p> <p>非農地判断についてですが、申請者の方に申し出をしていただいているものではなくて、利用状況調査を基に非農地化している所につきましては、非農地判断をしっかり行ってくださいという通知が国から来ているという状況が前提にあります。</p> <p>そのような中で、皆さんが言っていた耕作していなければ非農地判断をしてもらえるのではないかというところも考慮していく、利用状況調査だけで非農地判断（赤判定）をしていないというところになります。</p> <p>それに代わるものとして地主さんから申し出をしていただいて、そこを見させていただいて、非農地判断出来るようであれば、判断しますということで行っているのがこちらになります。その後の目的は申請に考慮されている形ではないというところになります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	いかがしたらよろしいでしょうか。
事務局	はい。
議 長	はい、どうぞ。
事務局	<p>議事の方が現在の資料だけでは進まないと思います。非農地判断については、農業委員会で出来るということになっておりますので、この場で結論を出すというのではなくて、申請者の方と連絡を取らせていただいて、取り下げます、ということであれば、5条の指導をしたり、非農地の取り下げをしてもらったりということが出来ると思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	一緒に出てきた案件ですから、個々に採決をするのではなくて、事務局の方で地主さんと話をしていただいて、太陽光発電の方に進むのであれば、その方向で出してもらうようにしたら良いと思います。この案件

	<p>は採決にしても難しいような感じがします。</p> <p>皆さん、いかがでしょうか。この案件は事務局の方に戻したいと思います。地主さんとよく話をしてもらって、再度出してくるのであれば、非農地の判断で出してくるか、違う方向で出してくるかということいかがでしょうか。</p> <p>(良いです。)</p>
議長	<p>それでは、この案件につきましては、そのようにさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第5 議案第16号「地籍調査による農地の地目変更について」(31件)を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第16号 地籍調査による農地の地目変更について審議されたい。令和6年8月26日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>こちらは、建設課より地籍調査を行ったため、地目変更の可否について協議の依頼がきたものです。全31筆あります。詳細については異動項目別地番一覧表をご確認いただくことで、説明とさせていただきます。31筆の内訳ですが、畑から山林となるのが27筆、畑から雑種地となるのが1筆 理由は防火水槽です。畑から公衆用道路となるのが1筆、山林から畑になるのが2筆です。なお、地籍調査後の各筆の面積については、12月頃に算出される予定とのことです。</p> <p>現地確認の方法ですが、8月20日に建設課職員から説明を受けながら、田嶋敏男委員、黒澤忠弘推進委員、事務局2名で現地確認を行いました。明らかに山林の中にある筆については、航空写真で確認をしていただき、○○○の道沿いにある筆については、現地で確認を行いました。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>別止め資料の5ページ目が位置図となります。㉚から㉚と、㉚から㉚は農地以外の他の筆も合わせて、ひとくくりで表示されており、形が分かりづらいので、筆毎の位置が分かる参考資料を6ページと7ページに添付しております。</p> <p>以上で事務局からの説明とさせていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願ひいたします。</p>

13番委員	<p>それでは、報告いたします。</p> <p>先週の火曜日、20日に事務局から説明がありました通り、黒澤忠弘推進委員さん、事務局の田嶋さん、戸田さん、私の4人と建設課の担当職員で見て参りました。</p> <p>一覧表にある通り、事務局の説明で畑から雑種地というのは防火水槽で、山林から畑というのが⑨と⑬にありますが、これは、土地所有者の意向でわざわざ畑にするという話だそうです。そこにはワラビが植わっておりました。⑫の畑から公衆用道路は、公衆用道路の上に神社がありまして、神社の参拝者のUターン場所と言いますか、一番奥に1軒家がありましたが、その家のUターン場所のような感じで使うのかなというような感じです。他につきましては、全て畑から山林となっております。航空写真で判断したのと実際に場所を見て判断したのが以上の通りです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地籍調査については、毎年出でてきています。津谷木から始まって、現在は小判沢が終わったということで出てきたわけです。町の方で毎年お世話になっている部分でございます。</p> <p>この案件につきまして、御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
	<p>(質疑無し)</p>
議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのお手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第5 議案第16号 地籍調査による農地の地目変更について(31件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議長	<p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>何点かございます。</p>

1つ目は、前回の総会にてご案内しました9月11日の農地利用最適化活動活性化研修会の開催についてですが、事務局2名を含めて10名の参加で、公用車2台で行く予定となります。出発時刻は余裕を持って10時出発とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。現地〇〇〇辺りで昼食を取る予定です。お店のリクエストがあれば是非お願ひいたします。

続きまして、女性委員さんの机上に配布させていただいておりますが、埼玉県農業委員会女性協議会の総会の開催についてという文書がございます。

こちらは、9月18日（水）10：00～総会、総会終了後に研修会の開催となっております。事務局の方で取りまとめて出欠の報告をしますので、女性委員の方は9月6日金曜日までに出欠の連絡をお願ひいたします。また、出欠の報告の際に、委員としての活動内容の概略を報告する事も求められておりますので、報告書の提出と欠席の場合は委任状の提出もお願ひいたします。

昨年同様、役場防災会議室にてZoomを視聴出来る様にする予定ですでのご確認をお願ひいたします。

事務局

（戸田）

私の方からもお知らせさせていただきます。

机の右側の方に置かせていただいておりますが、今後の農業経営意向に関する調査への協力のお願いというものの関係になります。

こちらにつきましては、今年度中に全国の自治体で地域計画というものの作成が農業経営基盤強化促進法で義務付けられています。

この計画につきましては、今までの人・農地プランに農地1筆ごとに10年後の耕作者を載せた目標地図というものを追加したものだとイメージしていただければと思います。

地域計画につきましては、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画とされています。作成するのは、あくまで小鹿野町となりますが、農業委員会の業務として話し合いの場への情報提供や目標地図の素案の作成というものがあります。

話し合いの場への情報提供につきましては、農地の意向や後継者の有無等を反映した現況地図を資料として提供いたします。

この資料作成のために調査を農業委員会で行いますので、今回お知らせさせていただいております。机に置かせていただいたお願いがその案になっております。2枚目以降に質問内容も記載しております。国で作

	<p>ているサポートシステムというものから出せる調査票より必要項目をピックアップしました。項目を多く削りましたが、回答する方にとっては負担になてしまふことが考えられるため、皆さんにもお話しがあるかもしれないというところでご理解をいただければと思います。内容の読み上げはいたしませんが、ご確認いただきまして、不備等ありましたら事務局までご連絡いただけると有難いです。</p> <p>今年度作成する地域計画の範囲になりますが、人・農地プランが作成されている両神薄と下小鹿野を作成する予定です。範囲についても人・農地プランの時と同様とさせていただき、約2,800筆で400人程に通知する予定となっております。範囲につきましては、後の2枚に地図も一緒にお配りさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>通知につきましては、9月の初旬頃に行いまして、9月末締め切りという形でアンケートを取ろうと思っております。10月中に農地所有者さんや担い手となる認定農業者、農協や地域の農業委員さん、最適化推進委員さんに声を掛けさせていただきまして、協議の場を開催する予定となっております。また、農地の後継者や配偶者の方にも参加いただけるようにホームページでも周知を予定しています。</p> <p>先ほど申し上げました目標地図の素案の作成も農業委員会の業務となります。こちらは、話し合いの場の話を反映した地図となりますので、現在、予定等はつきりしていません。話が進みましたら、すぐにご連絡をさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
事務局	総会後に利用状況調査の説明をさせていただきます。
議長	皆さんの方から何かござりますか。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	私の記憶が定かでないですが、現在、私たちの任期は3年目でよろしいですか。 私が最初の1期目が終わる頃には、当時の担当の方から8月頃から委

	<p>員の改選について積極的な動きがありました。その次の私たちが選任された時は、取り組みが非常に遅くて、直前になって農業委員の改選についてのスケジュールが提示されて動いたというような状況だったと思います。、時期的には9月の総会くらいからは、新しい委員さんについての選定作業をしないと年内の届け出は間に合わないかと思いますので、要望として次回の総会までには農業委員の改選についてのスケジュールをお示しいただいて、どのような活動をしたらよろしいか説明をしていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
事務局長	<p>ご意見ありがとうございます。皆さんの任期が今年度までということで、改選に向けて動き出さなければならないということは我々も承知しております。今の提案を受けまして、次回の総会にはスケジュールを提示させていただいて、改選に向けて進めていければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>皆さんにも是非、再選していただいて、引き続き農業委員をお願い出来ればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(無し)</p>
議長	<p>私の方からお話ししたいと思います。だいぶ暑いので、暑気払いを行ったことがあるような気がします。事務局に田嶋さんが新しく入ってから1回も行っていないし、10月頃まで暑いので、来月くらいに行う方が良いという話になれば事務局の方でいろいろ考えていただきたいと思います。</p> <p>来月は農業委員会総会だけでなく農振協議会もあると思います。夕方の時間から会議を行うなど、方法はあると思います。誰かが言い出さないと行わないでの、いかがでしょうか。</p>
11番委員	<p>行う方が良いのではないでしょうか。</p>
議長	<p>行う方向で考えてみたいと思いますのでよろしいでしょうか。</p> <p>(はい。)</p>

議長 ありがとうございます。行う方向でまたご連絡申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございます。

事務局長 皆さんには慎重、御審議いただきましてありがとうございました。

以上を持ちまして令和6年第7回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。